

## 配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員会会議録

1. 日 時 平成21年12月16日(水曜日)  
午前9時31分～午前11時01分
2. 場 所 本会議場
3. 出席委員 原 田 茂 委 員 長 南 口 彰 夫 副委員長  
徳 並 伍 朗 委 員 秋 山 哲 朗 委員(議長)  
安 富 法 明 委 員 大 中 宏 委 員  
河 村 淳 委 員 村 上 健 二 委 員  
佐々木 隆 義 委 員 布 施 文 子 委 員  
山 本 昌 二 委 員 田 邊 諄 祐 委 員  
柴 崎 修 一 郎 委 員 荒 山 光 広 委 員  
西 岡 晃 委 員 河 本 芳 久 委 員  
下 井 克 己 委 員 岩 本 明 央 委 員  
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員  
萬 代 泰 生 委 員 高 木 法 生 委 員  
有 道 典 広 委 員 岡 山 隆 委 員  
馬屋原 眞 一 委 員
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員  
重 村 暢 之 局 長 岩 崎 敏 行 係 長  
佐 伯 瑞 絵 係 長
6. 説明のため出席した者の職氏名 な し

午前9時31分開会

委員長（原田 茂君） 皆さんおはようございます。只今より、配食貸与車の全損事故に伴う調査に関する調査特別委員会を開催いたします。議長さん何かご報告事項ありますか。

議長（秋山哲朗君） ありません。よろしく申し上げます。

委員長（原田 茂君） それでは最初に机上に配布してあります資料の報告を事務局より求めます。お願いします。

事務局長（重村暢之君） それでは本日机上に配布しております資料につきまして確認をいたします。資料1が議員提出決議案第4号配食貸与車の全損事故に伴う調査に関する決議案、資料2といたしまして、100条委員会の設置について、資料3としまして、平成21年12月4日開催の総務企業委員会の会議録、それから資料4としまして、平成21年12月12日の新聞記事の切り抜き、資料5といたしまして、調査権についての資料、資料6-1、6-2といたしまして、地方自治法第100条及び第2条の写し、資料6-3、6-4といたしまして、逐条地方自治法第100条及び第2条の写し、資料6-5として、本会議委員会運営の地方自治法第100条調査関係、以上でございます。

委員長（原田 茂君） はい、ありがとうございました。この資料は主に最後のほうですが、条文関係ですので皆様よく読んでご理解していただきたいと思います。それでは審査事項に入りたいと思います。始めに今後の進め方ですが、どういう方向で調査活動を始めるか、委員の皆様方のご意見をお伺いしたいと思いますが、本特別委員会はいくまでも行政事務のみの調査ですので、このことを踏まえてご意見の程お願い申し上げます。はい、徳並委員。

委員（徳並伍朗君） 本特別委員会が地方自治法の下に公平公正にスムーズに進めるように実は私のほうから資料を作りましたので、配布をいたしたいと思いますが、よろしゅうございませうか。

委員長（原田 茂君） はい。

委員（徳並伍朗君） それでは配布いたしました資料について読まさせていただきます。特別委員会委員長原田茂殿、地方自治法に基づく100条委員会に対し、次のことを調査し、事の真相究明をお願いいたします。これは行政事務昭和23年の分ではありますが、皆様方のお手元にあるというふうに思っております。地方自治法100条の調査権は、1．議案調査、現に議題となっている事項または将来議題となるべき基礎事項の調査、2．政治調査、世論の争点となっている事件について、

その実情を明らかにするための調査、3. 事務執行調査、地方公共団体の重要な事務の執行状況を審査するための調査、以上のことから法の下に公正公平に下記のことを調査いただきますようお願いいたします。

村田市長の報告に対し「美祢市をより良くする会」世話人臼井壯一・坪井康男氏よりの要望に対し村田市長の対応報告であったが、要望の全貌開示、市民部長の更迭、竹岡監査委員の辞職勧告の要望裏づけの確認。

南口議員に対し、要望書添付の署名の取り方についての発言がありましたが、その真実性の検証を求める。

田邊議員の発言に対し、市長の報告に対し、発言の中で監査委員の辞職要請の要因調査。村田市長に対する誤解とは何か、市長の評価が変わるとは何が原因か、坪井さんの考え方が良くわかるとの発言の裏づけは一体何か、美祢市政の悪いところとは何か、半数以上が批判されているとの実証は、監査委員を辞任すると市政と竹岡に対する信頼関係が変わるとは何を意味するのか。

最後であります、NPOランチ工房美祢代表理事に対し、配食事業に対する、貸与配食車の全損事故の弁償の意思の有無を参考人として召喚し検証する。以上よろしくようお願いいたします。

委員長（原田 茂君） はい、他に、はい。

委員（布施文子君） 2点確認します。1点目はきょう配布されました資料の中に関するということに伴うという全損事故に関する調査特別委員会という表現の仕方と配食貸与車の全損事故に伴う調査という二つの表現がありますが、これはこのままでよろしいのかお伺いいたします。2点目の質問です。きょうの予定は午前中が100条委員会を行い、午後田邊議員の懲罰委員会行うという招集の案内がありました。午前中でこの今徳並委員さんの提案にもありますこういう内容についてこれから審議していくのだと思いますが、きょう午後懲罰委員会が成り立つのでしょうか。その2点お伺いいたします。

委員長（原田 茂君） はい、1点目の関する、伴うですが、これはなかなか難しいんですけど、これはこの前決議案が可決しておりまして、それで行政事務に、全損事故の行政事務に関するということまでどこまでが、線引きですかね、それは皆さんが考えられることじゃないですかね。（発言する者あり）ご無礼しました。調査事項としては、配食貸与車の全損事故に関する事項です。決議案としては先程申しましたように全損事故に伴う調査ということですので、関する、決議案が。それで、はい。

委員（布施文子君） 関すると伴うでは根本的にというか大きく違うと思うんです。この間の決議の時に伴うをわざわざ訂正をされて関するというふうに書き換えをしたように思うんですが、その辺はちょっときちっとしておいていただきたいと思います。

委員長（原田 茂君） 先程今申されたように伴うと関するではいろいろ意味合いが違うということで関するというので調査していくと（発言する者あり）はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 言葉尻でどうこうというわけではないですが、基本線としては最初は関するであったが、途中で修正されて関するを伴うという形で（発言する者あり）最初は関するじゃったんです。それが下の調査事項ですよ、伴うに変わった、だから要は我々のこの特別委員会に関するであろうが伴うであろうがその事項に関わることにこれについて調査をしていこうというこれはここで確認されれば更にこの事項に関わらない発展的な事項まで特別委員会として調査するそういう調査する権限はないんじゃないかならうかと私は認識しておる。だからその調査に関わって波及すれば当然そこまで調査をしてしかるべきだろうと思いますが、要するにここで関するとか伴うというのは論議じゃなくってこの委員会の姿勢としてあくまでも真相というか適否というか合法とか、そうではなくして処理されたその事項について適正な事務処理がされてきたかどうかを我々は調査し審議していくこの基本線だけは確認しておきたいと思います。以上です。

委員長（原田 茂君） はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 今ね、こういう政和会から追加のこういうものが出てきた、ということはこの辺についても皆検討せんやならんことであろうが、暫時休憩せんとなどこやら横っちょのほうに行くような。その辺で休憩をお願いしたい。

委員長（原田 茂君） それでは暫時休憩をいたします。10時までです。10時から再開します。

午前 9時45分休憩

.....  
午前10時43分再開

委員長（原田 茂君） それでは休憩を閉じ再開いたします。先程冒頭で私のほうから配食貸与車の全損事故に伴う調査に関する調査特別委員会と申しましたが、訂正させていただきます。全損事故に関するものが正規でありましてお詫び申し上げます。

す。それともう1点、布施委員のほうから質問がありましたがこれは回答はいるんですかいね。懲罰の、100条委員会の、あのですね先程会議を開きまして、どういいますか特別委員会はいくまでも調査の目的でありまして、懲罰委員会は懲罰のことに関しては懲罰委員会で議論していただくということによろしいでしょうか。ほかにこれからの進め方、今後の進め方についてご意見はございませんか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 今後のですね100条委員会の進め方といたしまして、もういろいろ話し出ておりますけれども配食サービス事業者への貸与車両が全損事故を起こしたことに係る市の事務処理の妥当性を調査するためのあくまでも地方自治法の100条に基づく100条委員会ということで、それは当然皆さんもご存知のように市が配食サービス事業に貸与したその軽トラックが今年の4月にですね配達作業中に交通事故を起こして廃棄処分になったとその車に対して市の事務処理が実際1年経過したということでその辺、何故そのように時間を掛けなければならなかったかということで当初なんていいますか現金で弁償ができなかったとかですね、またそれがいろいろ変わって同等の車に対応していただきたいということ等ありましてそういった経緯で時間がかかったような形であります。いずれにしてもその辺で市の動きがどうだったかということをしかりと調査していくということでありまして、この範囲内をしかりと今後ですね逸脱しないように粛々とですね進めて共々に行きたいと思っております。以上です。

委員長（原田 茂君） ほかに。はい、河村委員。

委員（河村 淳君） 今岡山委員が言われたですが、要は（ ）新聞紙上にもその辺は十分はいっておると思うんじやが、要は今までのいわれたように配食サービス事業者に対しての貸与の軽トラックがですね結局要は8年の4月に事故おこっしょるとへやからこの辺については私どもは旧美東町とすれば合併当初じゃこれは20年じゃからそれからのち、それからの情報というのは美東町とか秋芳町はあまりその辺の詳しい中身は全部余り知ったものはおらんじゃったんじゃないかと思うし、近頃になって1年後ぐらいになってそう言うこともあったかちゅうぐらいがわかった時点である。じゃからこの辺について事務のほうは執行部のほうがこういう遅れを生じたことについてはこういう原因こういう理由でこう遅くなったというようなことは参与出てもらって説明がお願いしたいと私も思う。それと貸借契約というものは結ばれちよると思う。ランチ工房との、事業者との市が、この辺の契約書が出てみんなにゃ中身がどういうふうなものが書いてあるかこちらわからん。契

約によってはこれは賠償責任がどこにあるかちゅうことがたぶんその契約書にあると思う。これを事務局のほうから提出してもらいたい。執行部のほうから、これらについて今後はそういうことを審査して我々は調査してええか悪いかちゅうことを結論を出していかんにやならんことであって、今ほかのことでどうかこうとかいう問題はない。この問題についてのみ出発したと思うからそれから今度はそれにいろいろに付随しているんなことが出てくるかもしれんこれにつちゃ委員長のほうの配慮によって決断していただきたい。以上。

委員長（原田 茂君） ほかに。はい、有道委員。

委員（有道典広君） 100条委員会の設置の目的というのが、ちょっとよう考えてやっていかなければならないんじゃないかと思っております。ここで審議されるものが事件ていえばそうですけどその背景とかいろんな調査を適正に行われてるかと言ったことを調査してですね本来の目的は今後どのようにすればこのような不祥事がおからないような体制を築くことができるかと、本にも書いてありますけどつまり当該団体として当該事件の再発を防止するにはどうすればよいのかについて調査することを目的としておる。まあ前向きな調査の目的でないとかいろいろ出ておりますけど今副議長もいわれましたように一つ一つの事件をこういった目的で解決されていかなければだんだんおかしい方向に行くんじゃないかなと危惧しております。

委員長（原田 茂君） ほかに。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 今、有道委員もいわれました。河村委員もいわれましたとおりやはり調査の目的をしっかりと我々は共通理解をしてそして市民の付託に応えた調査結果を出していくそれがためには今、有道委員が申されましたように100条委員会は法的にどうか事件の内容を暴くとか批判するとかそういうたぐいの調査ではなくてあくまでも事務処理が適正に処理されてきたかどうか、それがための関係書類、または関係者に証人または参考人としてきてもらう、だからまず一番問題は先程、徳並委員たちが提案されましたように市長に対する要望書、そして市長に対する要望書、または監査請求こういったものについてまず一番核となるのはどういう要望書がなされたか、それから1年6箇月か8箇月か知りませんが、事故処理が速やかになされなかったその背景はあるのかないのか、これは敵視ととるんではないんですよ、そういう関係の資料というものが我々には一切わからないので事務処理が適正になされてるかどうか判明できませんので、まずは関係資料、先程、ランチ工房と市が結ばれておる貸与に関わるいわゆる契約書、その中に車のこ

とについてどのように明記されているか、そして事故処理がどのような経過でなされてきたか、その経過を知る関係職員の事情聴取まで行くのか、私は職員の証人喚問とか参考人というのは極力避けるべきだとなぜならばこういう100条委員会をつくること自体にまずは観光立市としての美祢市の信頼関係、まだ合併して2年余りでこういう問題で美祢市は何をやっているかとかこういう声こそ美祢市の信頼関係を回復するにはとても時間がかかる。よって書類によって経緯が判明すればそれでよしとするべきではないか、結果はこのようになりましたと何ら市に対して我々はやましいことはない過程においてこういうことがあったから今後改善してください。そういうことを議会として、この委員会として報告書で纏めて行くことになると思います。でも執行部としてはこの結果が尊重されるかどうか執行部の受け止め方でございますので、それだけ拘束力は私はこの調査の結果はない。しかし道義的な責任そういうものについて及ぶかもしれません。市は粛々とやられたとそのやられた結果を成果を評価して上げることも必要ではなからうか。そう言う意味で事実を確認するに必要な書類と関係者からのお話を聞くとこういうことはやぶさかではないが私は関係書類をこれから皆さんが審議する過程で出てくればそれでも十分調査の意はなされたものとみなしている。だから第1点は要望書等なるものがどのような形で出ておるかそれをまず全容、それからそれに対してまた監査委員に対する請求もあったようですから監査委員はどのように答えておられるか、そして事故発生時においてこれがどのように市として対応しようとしたか、当然これは起案文書の中にこの取り扱いは明記されておると思う。併せて私が疑問に思っておるのは貸与物件なるものは市の財産であれば市の財産において交通事故等で損傷が起こった場合には専決処分として市長はその処理に当たる100万円以上の場合は自治法ではこれは議会に諮って議決を求めなくてはならないその処理に当たって、または何ぼ以下の場合には事後報告として市長はこの市の財産処分に当たっては報告する義務があるということになっておるがこれがそう言う与えられた貸与したものがそう言うようになるかどうか私はわかりません。そういった一連のものを調べていくだけで私は経緯が十分わかって併せて今要望書があったようなことどうしても必要であればその時点で更に発展してそれを調査するこれもやぶさかではございません。しかし真相の究明に当たって確たる判断ができる資料があればそれで打ち切っていくべきだろう、早く我々は100条委員会を閉じたいそれが私のこれからの進め方に対する要望でございます。以上です。

委員長（原田 茂君） ほかに。はい。

委員（安富法明君） これは政和会が出しておるわけですから一言申し上げて、確認をしておかなければなりません、今回提出をさせていただきました件に関してですね、この委員会で今私は河本委員のほうから発言がありました概ね妥当なところではないかなというふうには思っております。要はですねいろいろ100条調査に関して、お考えがあるようですが、当然あってもいいと思うんですが、私は今回の件に関して市長の報告事項の中に明らかに市民から疑惑があるからということで訴えがあった。これは署名がついてるようにも聞いておるんですが、こういうことに対して市としては時間がかかったとはおっしゃっておりませんでした、適切な対応をしておると、で求められた部長の更迭、それから議会選出の竹岡監査委員に対する辞職勧告、これおこなわない。これの報告に関する質疑の中での田邊議員の発言であったと思うんです。私はですね一番今議会が議員がしなければならないこと何だろうかというふうには思うんですが、市の対応に問題があったんじゃないか瑕疵があったんじゃないかということに対してきちっと答えていかにゃいけん。こういうことだろうと思う。市民の多くの方が田邊委員の発言の中にあつたわけですが、半数の方が疑惑を持っておられるというふうな発言がありました。多くの市民といっておられないのですが、市民でなかったらほかに該当するものはないと思います。あえて市民といわせてもらいますが、多くの市民、過半数の市民の方が疑惑を持っておられるという発言があるわけですね、それに議会が答えられなかったら議員が答えられなかったら何のための議会なんか、議員なんか、だから何かがいいとか悪いとかいう以前にやはりそういうふうな疑いに答えていく、市民の声に答えていく、それを私はきちんと示すというふうに思います。ですから今、河本委員が言われた当初からのその訴えとかそういったものも含めて一連の書類は出していただきたい。こういうふうに思います。その過程の中でその下の方に書いてあります関連した質疑の中で出てきた発言等がどうなのか。私はこういうふうに思います。ただ余り時間を掛けるべきでないというのも私はそういうふうに思います。いかがでしょうか。

委員長（原田 茂君） ほかに。はい、布施委員。

委員（布施文子君） 私は先日出されました新聞記事を下にこのような資料が必要ではないかということを確認しました。この新聞記事が正しいか否かは別として、これに沿って私は自分自身の頭を整理して行きたいというふうに思ひまして、次のような資料を出していただきたいと言うふうに思います。まず第1点は事故発生から平成21年12月7日に業者から代替え車両が返納されたと言うところまでの部



分の詳しい経緯について資料をお願いしたいと思います。先程、貸借契約書の写しこれは消滅してるかもしれませんがこの写しを私も要求します。次に市民団体が指摘とあります。この市民団体がどのような指摘をしたのか、それから住民監査請求は棄却という文字があります。この内容、文書をお願いをしたいと思います。それから三好監査委員さんの早期に債務弁済に向けた対応せよと言う指示があったということでもありますので、そういうことに対する前後の文書そのものを出していただきたいと思います。最後に車が返納された代替え車両が返納されたと言われますのでその車検証の写しと内容が良くわかるものを出していただきたいというふうに思います。以上です。

委員長（原田 茂君） ほかに。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 申し添えますが、最後に現状かまたは相当額の車が市に返納されたとあるがやはり大破した車の時価評価、そして返納された車の時価評価、こういったものも2年たって事故を超したとかいろいろありますが、そういったところもきちっと整理して保険金は相手にはこうしましたというそういう事故処理に関わった関係処理というものもないと今、安富委員が言われましたようにくすぶった形で幕を引いてはならないと思う。あくまでも我々が調査をしなくてはならなかったその調査をする結果がこうでありましたというのをきちっと議会として報告する。全て報告するんじゃなくして審査の過程で結論はまた報告事項として纏められましょうが、今のように破損事故の処理にかかる経費、そして返納された車等についてきちっとした資料をお出し願うよう私は今布施委員の発言の中に含まれますが追加しておきたいと思います。

委員長（原田 茂君） ほかに。ほかにありませんね。はい、田邊委員。

委員（田邊諄祐君） あのここにですね政和会のほうから書類を提出されましたけどその終わりから2番目の田邊議員に対する発言についてとこの中で答えられるものはちゃんと答える覚悟しておりますので、できればこの件については先程安富委員が言われましたようにうやむやにしないできちんとされたいんじゃないかとこのように思います。

委員長（原田 茂君） この徳並委員から出された件に関しましては、会派のほうへ持ち帰っていただき検討していただくということで、本日は結論出しません。それでご異議ございませんか。それではお諮りいたします。先程からいろんな貴重なご意見をいただきましたが、全損事故に関する関係書類の提出をいろいろと求められましたが、本日は即答さけさせていただき、本日のご意見を調査確認いたしまし

て、次回の特別委員会にご提出いたしたいと思いますが、それでご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（原田 茂君） ご異議ないようですので、検討いたしまして次回の特別委員会に提出いたします。次にその他のほうに移りたいんですが、その他何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（原田 茂君） ないようでございますので、これにて閉会いたします。お疲れ様でした。

午前 11 時 01 分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成 21 年 12 月 16 日

配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員会

委員長

